

議案第65号 交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案書47P~48P

1. 条例改正の目的

介護保険法の一部改正により、令和6年4月1日から指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることが可能となったことに伴い、当該指定審査等に係る手数料を新たに規定したいため、交野市手数料徴収条例の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

新たに定める手数料の種類と金額

指定介護予防支援事業者の指定 1件30,000円

※指定居宅介護支援事業者の指定申請を同時に行う場合は、あわせて35,000円

指定介護予防支援事業者の指定の更新 1件 10,000円

※指定居宅介護支援事業者の指定更新申請を同時に行う場合は、あわせて10,000円

3. 施行日

令和7年4月1日

※介護予防支援事業の指定対象を拡大した法改正の趣旨として、地域包括支援センターの業務負担軽減による体制の整備が掲げられている。

本市においても同様の課題があり、多くの事業所に参画してもらう必要がある。また制度改正の周知を図るため施行日を令和7年4月1日とする。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年9月定例会

	議案第65号 交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例 について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	北河内6市においても、同額の手数料が規定されている。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
介護保険法の一部改正により、令和6年4月1日から指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることが可能となったことに伴い、当該指定審査等に係る手数料を新たに規定したいため、交野市手数料徴収条例の改正を行うもの。	新たに指定介護予防支援事業を行う事業者の新規指定時に30千円及びその事業者の指定更新時（6年ごと）に10千円の収入が見込まれる。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
介護予防支援事業の指定対象を拡大した法改正の趣旨として、地域包括支援センターの業務負担軽減による体制の整備が掲げられている。 本市においても同様の課題があり、多くの事業所に参画してもらう必要がある。また制度改正の周知を図るため施行日を令和7年4月1日とする。	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	2 みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち		
		分野・方針	⑥ 高齢者福祉		
		施 策	4. 介護予防の推進		
〈市民参加の状況〉	○その他の計画（該当する場合のみ）				
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
〈政策等の実施時期〉	令和7年4月1日				
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	福祉部	福祉総務課	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （新旧対照表他）		

交野市手数料徴収条例（平成12年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) 指定居宅介護支援事業者等の指定審査<u>次に掲げる額</u> <u>(ただし、同一事業所についてア及びウの申請を同時に行う場合</u> <u>の手数料の金額は、35,000円とする。)</u></p> <p>ア 指定居宅介護支援事業者の指定 1件 30,000円</p> <p>イ 基準該当居宅介護支援事業者の指定 1件 30,000円</p> <p>ウ <u>指定介護予防支援事業者の指定 1件 30,000円</u></p> <p>(36) 指定居宅介護支援事業者等の指定更新審査<u>次に掲げる</u> <u>額(ただし、同一事業所についてア及びウの申請を同時に行う場</u> <u>合の手数料の金額は、10,000円とする。)</u></p> <p>ア 指定居宅介護支援事業者の指定の更新 1件 10,000円</p> <p>イ 基準該当居宅介護支援事業者の指定の更新 1件 10,000円</p> <p>ウ <u>指定介護予防支援事業者の指定の更新 1件 10,000円</u></p> <p>エ</p> <p>(37) (略)</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) 指定居宅介護支援事業者等の指定審査_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ア 指定居宅介護支援事業者の指定 1件 30,000円</p> <p>イ 基準該当居宅介護支援事業者の指定 1件 30,000円</p> <p>(36) 指定居宅介護支援事業者等の指定更新審査_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ア 指定居宅介護支援事業者の指定の更新 1件 10,000円</p> <p>イ 基準該当居宅介護支援事業者の指定の更新 1件 10,000円</p> <p>(37) (略)</p>